

平成26年度第4回^{もり}森林の未来を考える懇談会資料

森林環境税を活用した 取組に対する意見について

森林環境税を活用した取組に対する意見

1 森林環境税に対する県民等の意向

(1) 県民アンケート調査

(2) 県民から直接意見を聴く会(森林^{もり}づくりタウンミーティング)

(3) 市町村・関係団体の意見聴取

2 森林環境税の活用にあたっての基本的な考え方

(1) 森林環境税の制度継続

(2) 7つの施策展開の継続

(3) 大震災・原発事故への対応

3 森林環境税を活用した事業構築の考え方

平成27年3月24日

福島県農林水産部森林計画課

森林環境税を活用した取組に対する意見

福島県は、森林が県土の7割を占める全国有数の森林県です。

森林は、木材やきのこ、山菜などの林産物の生産をはじめ、水源かん養や土砂災害の防止、さらには、快適な環境形成などの公益的機能を有しており、私たちは、古くからこれらの森林の恵みによって物質的にも精神的にも、さらには文化的にも豊かな生活を享受してきました。

このような人と森林との関わりは、健全な姿で未来に引き継いで行かなければなりません。

このため、福島県は、県民の理解と協力のもと平成18年度から森林環境税を導入し、県民一人ひとりが参画する新たな森林づくりをテーマに、森林の持つ公益的機能を維持・保全するため、間伐や木材の利用促進などを通じた森林環境の適正な保全と、全ての県民で森林を守り育てる県民意識の醸成に取り組んできました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や大津波で多くの尊い命が犠牲になり、また、先人が長い年月をかけて育ててきた海岸防災林が、一瞬で消滅し、県内の森林は、山崩れや地割れが発生するなど未曾有の被害となりました。

さらに、原子力発電所事故による影響は、林業産出額の減少や森林整備活動の停滞、森林とのふれあい活動が縮小されるなど、震災から4年を経過した現状においても、計り知れないものがあります。

一方、県内の豊富な森林資源は、年々充実し、本格的な利用期を迎えており、これまでの木を育てる時代から、使う時代へと変化するなか、適切な森林整備の推進による、多面的機能の持続的発揮が求められており、森林を守るためにも、木材を利用することが必要となっております。

また、人々の生活様式の変化や放射性物質の影響から、人と森林との関わりが疎遠になる中、里山の荒廃や、野生鳥獣による被害が多く見られております。

これら、本県の森林を取り巻く環境をより良いものとするためには、適切な森林環境の保全を図るとともに、県民一人ひとりが、森林への一層の理解や関わりを深めることが何より重要であります。

当懇談会は、福島県森林環境税を活用した取り組みのあり方について、これまで行ってきました検討内容について、その結果を取りまとめ提案します。

平成27年3月24日

森林の未来を考える懇談会

座長 菊池 壯藏

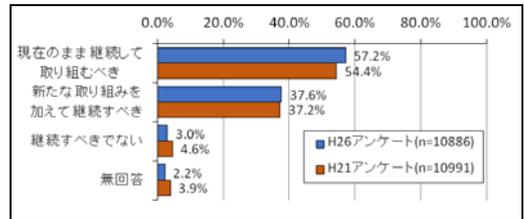
1 森林環境税に対する県民等の意向

(1) 県民アンケート調査

県は、森林環境税の次期対策に対する県民の意向を確認するため、昨年、県民アンケート調査を実施しています。このアンケート調査は、県内外に避難されている方を含め、県民の各界・各層から10,900件もの貴重な回答が寄せられており、森林環境の維持・保全に対する県民の関心の高さが窺われるとともに、県民の意向が反映された極めて重いものと判断されます。

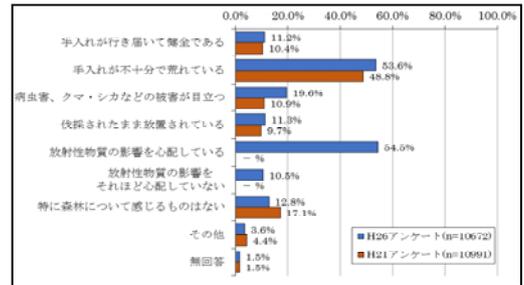
この結果によれば、平成28年度以降の森林環境税による取り組みについて、「現在のまま継続すべき(57%)」と「新たな取り組みを加えて継続すべき(38%)」とを合わせて95%を占め、「継続すべきでない」は3%、無回答は2%となっています。前回調査(平成21年)と比較すると、「継続すべき」が3ポイント増加し、「継続すべきでない」が、2ポイント減となり、森林環境税を活用した取り組みがより一層求められている結果となりました。(図1)

図1 森林環境税の取り組み継続に対する考え方



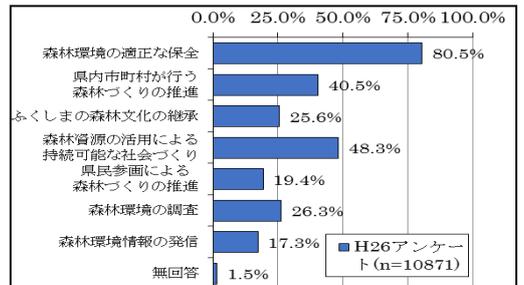
また、県民が森林に関して感じていることとしては、「手入れが不十分で荒れている」、「放射性物質の影響を心配」がそれぞれ5割を超え、病虫害・獣害被害は、前回調査から倍増するなど、この3項目について、県民が日頃から不安を感じている結果となりました。(図2)

図2 福島県の森林に関して感じていること



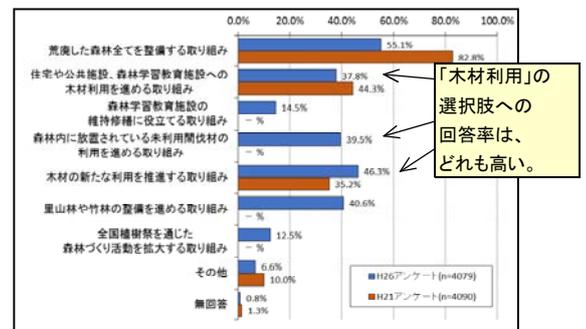
さらに、現在の森林環境税を活用した取り組みの7つの施策展開については、「森林環境の適正な保全」を求める意見が8割近くを占めていることから、この取り組みを中心として、現在の枠組みを継続することが求められています。(図3)

図3 森林環境税の取り組みで大切なこと



一方、現在の取り組みに追加すべきものとして、「荒廃した森林を全て整備(55%)」が前回調査時の83%から減少したものの、依然として5割を超えており、これに、「里山や竹林の整備」と「木材の利活用」を加えた、3つの課題解決への取り組みを追加・拡充することが、求められています。

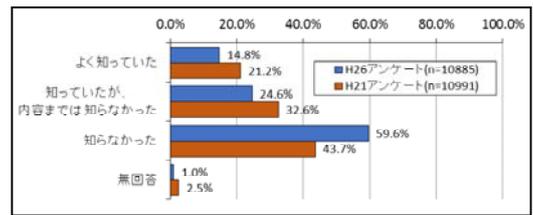
図4 新たに取り組むべき内容



特に、今回の調査で新たに設定した項目の中には、未利用間伐材の活用と里山林の整備の関心が高いことから、これら主要な対策として追加することが求められています。さらに、森林環境学習施設の修繕や全国植樹祭への

取り組みも追加するよう求められています。(図4)
 また、その他の意見としては、森林環境税の取り組みへの情報発信が提案されており、森林環境税の認知度が約4割と前回調査より低下していることを踏まえると、県民への情報発信の取り組みを拡充強化することが、強く求められています。(図5)

図5 森林環境税の認知度

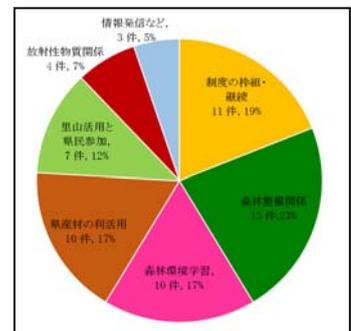


(2) 県民から直接意見を聴く会 (森林づくりタウンミーティング)

県は、昨年県内7方部で、県民に対して森林環境税のこれまでの取組や成果を説明し、次期対策に向けた意見や提案を直接聴取する「森林づくりタウンミーティング」を開催しました。このタウンミーティングへの参加者は、各方部とも50名程度、計364名の参加があり、その参加者の構成は、40代~60代の子育て世代等の男性で、森林づくりに関心のある方や、林業・木材産業の関係者の参加が多く見られました。

参加者からは、森林環境税について、第3期、第4期と継続すべきであるとの強い発言があり、また、森林環境税を活用した主な取り組みには、森林整備関係(23%)、森林環境学習関係(17%)、県産材の利活用(17%)、里山活用と県民参加(12%)への取り組みに対する意見が多くあり、これらを重点的に取り組むことが求められました。また、森林の状況や森林環境税の取り組みへの情報発信に加え、森林内の放射性物質に対する不安を解消するための情報を正確に伝えることが必要との意見をいただきました。(図6)

図6 タウンミーティングの意見等

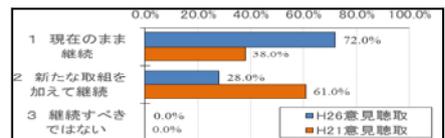


これらの意見を踏まえながら、様々な新たな課題の解決に向けた取り組みの拡充が必要であると考えます。

(3) 市町村・関係団体の意見聴取

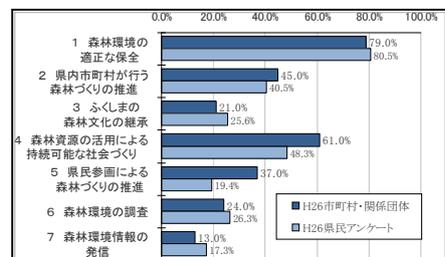
県は、県民アンケート調査やタウンミーティングの結果を提示して、市町村や関係団体から意見聴取を行っています。その回答においては、「現在のまま継続すべき(72%)」、「新たな取り組みを加えて継続すべき(28%)」と全ての意見が制度継続を求める意見であり、第3期対策の継続が強く求められていることが改めて確認されました。(図7)

図7 取り組み継続に対する市町村・団体の意見等



森林環境税を活用した取り組みの7つの施策展開については、全体としては、県民アンケートと同じ傾向にあり、森林整備を中心として、現在の枠組みを継続することが求められていますが、中でも、「県民参画による森林づくり」は県民アンケートと比較して約2倍と、県民一人ひとりが参加する森林づくりの重要性が示されています。(図8)

図8 森林環境税の取り組みで大切なこと



また、森林環境税を活用した取り組みでは、「森林整備関係(21%)」、「情報の発信(21%)」、「里山活用と県民参画(14%)」への取り組みに対する意見が多くあり、これらに重点的に取り組むことが求められ、市町村・関係団体においては、森林環境税の継続に積極的であります。(図9)

図9 森林環境税を活用した取り組み



2 森林環境税の活用にあたっての基本的な考え方

(1) 森林環境税の制度継続

県が行ってきた、県民アンケート調査、県民とのタウンミーティング、並びに、市町村・関係団体からの意見聴取の結果、制度継続を求める強い意見があります。当懇談会は、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を目的とした森林環境税について、引き続き県に制度の継続を求めます。

(2) 7つの施策展開の継続

現在の森林環境税を利用した施策展開については、県民は継続すべきであると考えていることから、これまでの7つの施策展開を継承し、これまでと同様、既存の補助制度等において取り組み困難な課題を解決するために森林環境税を活用すること。

また、森林環境税条例の趣旨やこの税を県民から均等に負担していただいていることを十分に踏まえ、税の活用にあたって県民への公平・平等性について十分配慮すること。

(3) 大震災・原発事故への対応

東日本大震災や原発事故の復旧には、原則として、国庫補助事業（ふくしま森林再生事業、災害復旧事業など）や原子力損害賠償等を充当すること。なお、県民は、森林における放射性物質に関心が高いことから、空間線量や放射性物質に対する正確な情報発信をさらに拡充すること。

3 森林環境税を活用した取り組みの考え方

県民アンケート調査等において、新たな取り組みを追加するよう求められていることから、これまでの取り組みに加え、次の取り組みへの対応を検討すること。

- ◎ 荒廃した森林の整備
- ◎ 住宅や公共施設、森林学習教育施設の木造化の推進
- ◎ 木材の利活用に向けた新たな可能性への取り組み
- ◎ 未利用間伐材等の活用促進
- ◎ 里山林や竹林の整備
- 全国植樹祭を通じた森林づくり活動の拡大
- 森林環境学習活動施設の維持修繕
- 森林環境基金制度等の広報活動の充実強化

◎重点的に取り組む事業
○取り組む事業